

大阪市告示第1104号

次の施設について、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第4条第5項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和7年8月1日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年月日	供用時間
大阪市立男女共同参画センター中央館	令和8年3月21日(土)	午前9時30分から 午後9時30分まで
大阪市立男女共同参画センター南部館		
大阪市立男女共同参画センター東部館		

2 臨時休館

施設名	年月日
大阪市立男女共同参画センター中央館	令和8年1月4日(日)
大阪市立男女共同参画センター南部館	
大阪市立男女共同参画センター東部館	

(市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課)